

太田市障がい者（児）歯科健診事業者助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、歯科診療所等へ通うことに困難さを伴う障がい者（児）の疾病の早期発見、早期治療により、歯科口腔の健康保持を図るため、太田市内の障がい者施設が歯科健診実施等に要する経費に対して、太田市障がい者（児）歯科健診事業者助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（助成対象者）

第2条 助成金を申請できる者（以下「申請者」という。）は、市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体であって、次の各号に掲げるいずれかの事業を行うものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護を行う施設を運営する事業
- (2) 法第5条第27項に規定する地域活動支援センターを運営する事業
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める通所の障害者福祉施設等を運営する事業

（助成対象事業）

第3条 助成金の交付の対象となる事業は、前条の施設を利用する15歳以上の通所者（以下「対象者」という。）に対して、当該施設で実施する歯科健診及び保健指導（以下「助成対象事業」という。）とし、その実施医療機関は、太田新田歯科医師会、太田新田歯科医師会に登録されている歯科診療所及び太田市内に開設する歯科診療所とする。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、対象者1人あたりの助成金の額に受診した対象者の人数を乗じて得た額とする。

- 2 対象者1人あたりの助成金の額は、助成対象事業において、申請者が負担した費用額を受診した対象者数で除した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）と、7,000円とを比較し、いずれか少ない額とする。
- 3 助成金の支給は、対象者1人につき、当該年度において1回限りとする。
- 4 助成金は、予算の範囲内において交付する。

（助成申請）

第5条 申請者は、太田市障がい者（児）歯科健診事業者助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 受診者名簿
- (2) 領収証の写し
- (3) 健診費用明細書（領収書に記載のある場合は省略可）の写し

(4) 受診日、健診結果等が確認できる書類

(助成金の決定)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書及び書類を確認し、助成金の交付の可否を決定することとする。

2 前項の規定により助成金の交付の決定をしたときは、太田市障がい者（児）歯科健診事業者助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知し、助成金を交付するものとする。

3 第1項の規定により助成金の交付の不承認の決定をしたときは、太田市障がい者（児）歯科健診事業者助成金交付不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けたときは、助成金の支給の決定を取り消し、既に助成金を支給しているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。